

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2024年 1月29日(月)

## 今週のこぼ

### I OWN (アイオン)

NTTなどが実用化を目指す次世代の情報通信基盤。「光電融合技術」により大容量・低遅延・低消費電力のネットワーク・情報処理基盤の構築が期待され、国も支援。

## ◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

1/29(月) 赤口
30(火) 先勝
31(水) 友引 11月決算法人の確定申告、法定調書などの提出期限
2/ 1(木) 先負 贈与税の申告開始(～3月15日)
2(金) 仏滅 水泳世界選手権(～18日)
3(土) 大安 節分
4(日) 赤口 立春

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
1/22(月)	36,547 △584	148.04 △0.22
23(火)	36,518 ▼29	147.57 △0.47
24(水)	36,226 ▼292	147.78 ▼0.21
25(木)	36,236 △10	147.67 △0.11
26(金)	35,751 ▼485	147.77 ▼0.10

## 贈与税の申告が必要となる方は

令和5年分の贈与税の申告は2月1日～3月15日までとなります(石川県・富山県は期限延長)。

### ◆ 贈与税の申告が必要となるケース

令和5年中に個人から現金や不動産、有価証券などの財産の贈与を受けた方で、次のようなケースに該当する場合は贈与税の申告が必要となります(扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために通常必要な範囲内の財産の贈与などは対象外)。

#### ◎ 合計110万円超の贈与を受けた場合(暦年課税)

……贈与者の人数などに関わらず贈与を受けた財産の合計額が年110万円(基礎控除額)を超える方は申告が必要です。なお、直系尊属(親や祖父母など)からの贈与で、受贈者が贈与の年の1月1日に18歳以上の場合は「特例税率」が適用されます。

#### ◎ 相続時精算課税を適用する場合……特定の贈与者

(原則60歳以上の親・祖父母など)からの贈与について、暦年課税に代えて相続時精算課税(特別控除額2500万円)を適用する方は申告が必要です。なお、本制度を選択した特定贈与者からの贈与は110万円以下でも申告が必要となります(年110万円の基礎控除の創設により、令和6年分以降は申告不要)。

#### ◎ 住宅取得等資金の非課税措置を適用する場合……

直系尊属からの住宅取得等資金の贈与について一定限度額(省エネ等住宅は1千万円・それ以外は500万円)まで贈与税が非課税となる措置を適用する方は申告が必要です。

#### ◎ 配偶者控除の特例を適用する場合……婚姻期間が

20年以上である配偶者からの居住用不動産又は居住用不動産の購入資金の贈与について、最高2千万円まで控除できる特例を受ける方は申告が必要です。

■ この記事の詳細は、情報BOX 201504

## 経営者保証を不要とする信用保証制度の創設

信用保証付融資の保証料を上乘せすることで経営者保証の提供を不要とする新たな信用保証制度が3月15日から申込開始となり、本制度の活用促進のため3年間に限り軽減措置が実施されます。

要件は、①貸借対照表、損益計算書等を金融機関の求めに応じて提出、②代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当、③直近決算が債務超過ではない、又は直近2期の決算で減価償却前経常利益が連続赤字ではない、などです。

保証料の上乗せは、上記③の要件を両方満たす場合が0.25%、どちらか一方の場合が0.45%となります(令和7年3月まで0.15%、8年3月まで0.10%、9年3月まで0.05%を軽減)。

## 外国人労働者数が初の200万人超に

事業主には、外国人労働者の雇入れ・離職時にハローワークへ外国人雇用状況の届出を行うことが義務付けられています(特別永住者等を除く)。

厚労省が取りまとめた令和5年10月末時点の届出状況によると、外国人労働者数は約204万9千人(前年比12.4%増)、外国人雇用事業所数は約31万9千事業所(同6.7%増)となり、ともに過去最高を更新しました。

★「法定調書」「給与支払報告書」「固定資産税の償却資産申告書」の提出期限は1月31日(水)です。

### 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記

の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 令和5年分の贈与税の申告について

令和5年分の贈与税の申告受付は、令和6年2月1日（木）～3月15日（金）まで※です。

贈与税の申告は、1年間に財産の贈与（法人からの贈与を除く）を受けた個人で、\*110万円を超える贈与を受けた場合、\*相続時精算課税を適用する場合、\*住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置を適用する場合、\*配偶者控除の特例を適用する場合などに必要となります。

なお、扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために通常必要と認められる範囲内の財産の贈与は、贈与税の対象外となります。

※石川県、富山県の方については、申告・納付等の期限が国税庁告示により定める日まで延長。

### ◆暦年課税の概要

暦年課税は、1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（複数人から贈与を受けた場合や、同じ人から複数回にわたり贈与を受けた場合には、それらの財産価額の合計額）を基に贈与税額を計算する方式で、その合計額が基礎控除額（年110万円）を超える場合に、贈与税の申告が必要です。

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除額（110万円）を控除した残額については、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じ、「一般税率※」又は「特例税率※」のいずれかを適用して贈与税額を計算します。

※「一般税率」は、直系尊属（父母や祖父母など）以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合や、受贈者が贈与の年の1月1日において18歳未満である場合に適用。

※「特例税率」は、直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において18歳以上である場合に適用。

### ◆相続時精算課税の概要

相続時精算課税は贈与税・相続税を通じた納税を行う方式で、贈与の年の1月1日において60歳以上の父母または祖父母などから18歳以上の子または孫などに対する財産の贈与について、暦年課税に代えて適用できる制度です。

本制度は贈与者ごとに選択でき、選択した贈与者（特定贈与者）から贈与を受けた財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる特別控除額（2,500万円）を控除した残額に対して贈与税（一律20%）がかかり、特定贈与者が亡くなった場合に贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額の合計を基に計算した相続税額から、既に納めた贈与税相当額を控除した額を納付します。

なお、特定贈与者から贈与を受けた財産は、選択した年分以降全て相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできません。また、特定贈与者から贈与を受けた財産の価額が110万円以下であっても贈与税の申告が必要となります※。

※令和5年度税制改正により、本制度に年110万円の基礎控除が創設され、令和6年1月以後の贈与から適用されるため、令和6年分から110万円以下の贈与は申告不要となります。

### ◆直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の概要

令和4年1月1日から令和5年12月31日まで※の間に直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用家屋の新築、取得又は増改築等に充てるための住宅取得等資金を取得し、一定要件を満たす場合は、受贈者ごとに非課税限度額（省エネ等住宅の場合は1,000万円、それ以外の住宅の場合は500万円）まで贈与税が非課税となる特例を適用できます。

この措置の適用を受ける場合は、贈与を受けた住宅取得等資金の金額が非課税限度額以下であっても、期限内に申告書及び一定の添付書類を提出する必要があります。

※令和6年度税制改正により、適用期限が令和8年12月31日まで3年延長予定です。

### ◆贈与税の配偶者控除の特例の概要

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、最高2,000万円まで控除することができます。

この特例は、同じ配偶者からの贈与について一度しか適用を受けることができません。

### ◆令和6年能登半島地震により被害を受けた場合の相続税・贈与税における特例等

・特定非常災害の指定に伴い、相続等又は贈与によって取得した特定土地等又は特定株式等の価額を「特定非常災害の発生直後の価額」とする相続税・贈与税の評価特例を適用できます。

・相続等又は贈与によって取得した財産が災害によって一定の被害を受けた場合は、災害減免措置により相続税又は贈与税の減免を受けることができます。

・相続時精算課税の適用者が特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物が災害によって一定の被害を受けた場合、その特定贈与者に係る相続税の課税価格に算入される土地又は建物の価額は、被災価額を控除した残額とすることができます。